

「メディカル クオリティ・アシュアランス

判例にみる医療水準

慶應義塾大学医学部外科、弁護士 古川 俊治 著

自治医科大学名誉教授・産婦人科学

玉 田 太 朗

本書は、医師であり弁護士である著者が、戦後の新体制になった昭和22年から平成11年10月までの判例を検索し、医療過誤判例1,250例のうち、古くて現在の臨床とは無関係なものを除く910例について、過誤に直結した医学的問題点を抽出・集約した大変な労作である。その症例は、すべての診療科にわたっているが、更に、上記の910例のうち368例—したがって各科の代表的な事案がカバーされている—については、事案の概要と裁判所の判断が数行の囲み記事として、症例報告的にまとめられている。

第一章は医事訴訟の概要であるが、医師の民事責任、刑事責任の根拠条文や解決手続、行政処分になる場合などが必要かつ十分に記述されている。本書によれば、医師の過失は大別して技術的ミスと説明義務違反に分けて考えることができるといふ。説明義務の重要性を改めて教えられたが、第二章が説明義務に割かれている。代諾の可否、説明が不要な場合、癌告知など微妙な問題の解説も簡明である。法律的な総論は、この2章にまとめられているが、出生前診断、脳死と臓器移植、遠隔医療、宗教上の輸血拒否、臨床試験におけるインフォームド Consent など最近のトピックスについても最新

の判例に基づく医師の義務が明確に述べられている。

裁判所の判断が、医療過誤発生時の医療水準に基づいてなされることは、一般の医師でも耳にしているところであろう。しかし、一般の医師が“医療水準”を知る機会は極めて少ない。“医療水準”の知識は、医事紛争のときだけではなく、現在またはこれから行おうとしている診療行為の“水準”を決定・維持するためにも必要である。“医療水準”は“医学常識”“慣行”と合致しない場合があり、また時代により変わる。平成8年、最高裁判所はペルカミンSによるショックの事案で、2分間隔で血圧を測定するべきであるという添付文書を遵守しなかった医師を有責とした。この判例により、医師は能書を熟読・遵守しなければならないという加重な負担を課せられることになった。更に平成7年に施行された製造物責任法(PL法)を受けて、製薬会社が添付文書を詳細にし、副作用情報を頻繁に出すことになると医師の負担はますます増えることとなる。

本書では、裁判例に基づき各診療行為において過誤を生じやすいポイントがパターン化され、それぞれについての具体的な医療水準が簡潔・明瞭に述べられている。例えば産科

出血の項では、輸血開始・手配の時期、出血量と血圧の測定、子宮破裂の診断、出血部位確認、開腹手術の準備・開始時期、胎盤遺残の検査、転医時期などの各義務がパターン化され、医師が責任を問われた例と過失が否定された事案の詳細な検討から、具体的に、患者がどのような容態であれば何を行う義務があるかが導かれている。

著者の紹介が最後になったのは彼が評者と姻戚関係にあるからで、慶應義塾大学外科に在局中に文学部、法学部卒業の資格を取り、平成8年司法試験に合格、同11年司法修習生を終了し弁護士となったが、現在も慶應義塾大学において消化器外科の臨床・研究を第一線で継続しているという頑張り屋である。

医事紛争は1998年には629件と激増している。評者もこれまで産科の鑑定を20件余り経験したが、そのたびに著者の知恵を借りてきた。今回、他に類を見ない本書が完成されたことを心からお祝いすると共に、すべての医療保健関係者に推薦するものである。

● A5 頁432 図9 表28 2000
定価(本体4,000円+税) 円400

—医学書院 刊(☎ 03-3817-5657)